

医師の働き方改革に係る広島県医療対策協議会での意見聴取について

令和 5 年 3 月 1 日
医療介護基盤課

1 趣旨

令和 6 年 4 月からの医師の働き方改革の施行に向け、医療法第 113 条に基づき広島県医療審議会による特定労務管理対象機関指定申請（B 水準、連携 B 水準、C-1 水準、C-2 水準）に関する意見聴取を行い、県知事が特定労務管理対象機関を指定する。

C-1 水準については、この医療審議会に先立ち、臨床研修プログラム・専門研修プログラム等の実施による地域の医療提供体制への影響を確認するため、広島県医療対策協議会の意見聴取を行う。

2 医師の働き方改革に向けた取組について

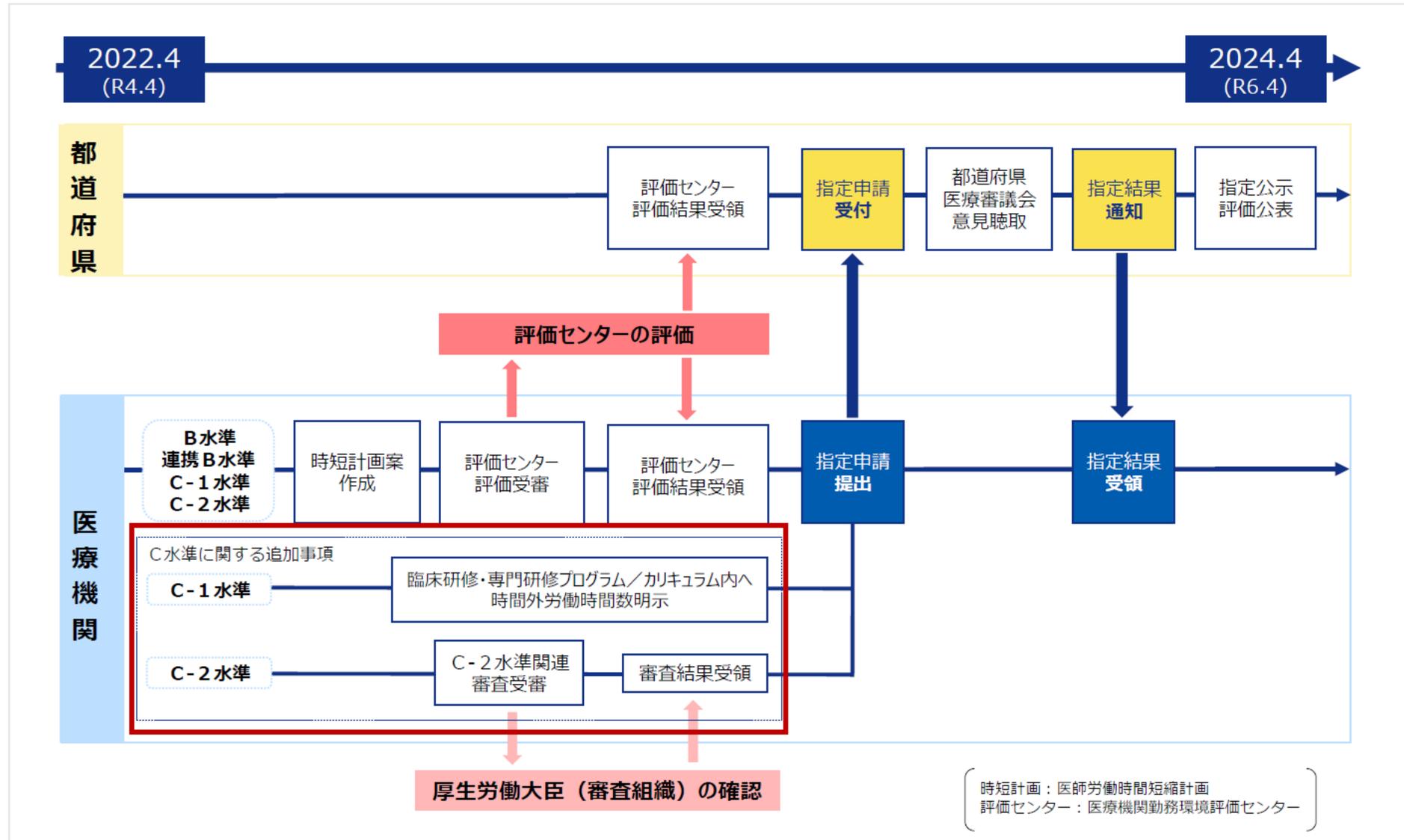
各医療機関においては、派遣先医療機関を含め、自院の医師の時間外・休日労働時間数を把握し、年間 960 時間を超える場合には特定労務管理対象機関指定申請の準備を行っている。

一方、県においては、宿日直許可申請や時短計画の作成等医療機関への個別支援を行いながら、各医療機関における特定労務管理対象機関指定の意向等の把握に努めているところである。

<参考>

申請区分	指定目的	指定要件
B 水準	地域医療の確保	○三次救急医療機関、二次救急医療機関（年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上等） ○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
連携 B 水準	地域医療の確保のため （派遣先労働時間通算）	○医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関
C-1 水準	臨床研修・専攻医の研修	○都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関
C-2 水準	高度な技能の習得	○医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野において、審査組織が十分な教育研修環境を有すると認めた医療機関

特定労務管理対象機関指定の流れ



C-1水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

必要書類を揃えて都道府県へC-1水準（プログラム／カリキュラム別）の指定申請

特に、各プログラム／カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付（※）

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。

C-1水準指定申請受付

地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1水準指定の妥当性を判断

C-1水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、**医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する。**

※ C-1水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。

議論の結果を反映

医療審議会における議論 ⇒ C-1水準の指定を判断

C-1水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、**地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。**

C-1水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項とする予定である。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム／カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

都道府県